

再生可能エネルギー法新旧対照表

<p>再生可能エネルギー優先に関する法律 (Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien)          日付：2000年3月29日          出所：BGBl 2000, 305          (2003年12月22日最終改正)</p>	<p>再生可能エネルギー優先に関する法律 (Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien)          (2003年12月17日付けの法案)</p>
<p style="text-align: center;"><b>§1 法律の目標</b></p> <p>この法律の目標は、気候および環境保全のためにエネルギー供給の持続的な発展を可能にして、電力供給における再生可能エネルギーの貢献度を高めることで、それによって欧州連合とドイツ連邦共和国の目標に相応するように2010年までに総電力消費に占める再生可能エネルギーの割合を少なくとも倍増させることにある。</p> <p style="text-align: center;"><b>§2 適用範囲</b></p> <p>(1) この法律は、公共電力供給を行う電力供給企業（系統運転者）が、同法の適用地域ないしドイツの排他的経済圏において、専ら水力、風力、太陽光エネルギー、地熱、ゴミ堆積場回収ガス、下水処理場回収ガス、坑内ガスないしバイオマスから得られる電力の買い取りを規制する。</p> <p>【続き】連邦環境・自然保護・原子炉安全省には、連邦消費者保護・食糧・農業省および連邦経済・技術省との協議の上で連邦議会の同意を要する法規命令によって、どのような資源、どのような技術プロセスがバイオマス</p>	<p style="text-align: center;"><b>§1 法律の目的</b></p> <p><u>(1) この法律の目的は、特に気候および環境保全のために、エネルギー供給の持続的な発展を可能にし、エネルギー供給の国民経済的な費用を長期的な外的効果を導入することによっても削減して、自然と環境を保全するとともに、化石エネルギー資源をめぐる摩擦の緩和に貢献して、再生可能エネルギー発電技術の開発を振興することにある。</u></p> <p><u>(2) この法律の目標はさらに、エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2010年までに最低12.5%に、2020年までには最低20%にまで高めることに貢献することにある。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>§2 適用範囲</b></p> <p>(1) この法律は、  <u>1. ドイツの排他的経済圏（この法律の適用地域）を含む連邦領域内における再生可能エネルギーと坑内ガスの発電施設の公共電力供給系統への接続を</u>  <u>2. 系統運転者によるこの電力の優先的受電と送電、買い取りを、そして</u>  <u>3. 連邦全体における買取られた電力の負担調整を</u>          規制する。</p> <p><u>(2) 25%超がドイツ連邦共和国ないし州に属し、かつ「この法律の施行日より前の日を挿入」までに稼働を開始した施設には、この法律は適用されない。</u></p> <p>【削除、§8第6項に移動】</p>

においてこの法律の適用範囲に入るか、どのような環境要求事項が守られるべきかについての規則を発布する権限が与えられる。

(2) 以下の電力はこの法律の適用範囲から除外される。

1. 設置電力出力が5MWを超える水力発電施設、ゴミ堆積場・下水処理場回収ガス発電施設、ないしは設置電力出力が20MWを超えるバイオマス発電施設からの電力
2. 25%超がドイツ連邦共和国ないし州に属する施設からの電力、あるいは
3. 設置電力出力が5MWを超える太陽光エネルギー発電施設。太陽光エネルギー発電施設が主として太陽光エネルギー発電の目的に使用される建造物の側面ないしは上面に設置されていない場合、第1文の出力限度は100kWである。【第3文は03年12月の改正で削除】

(3) 新施設とは、2000年4月1日以後に稼働を開始した施設のことである。再稼働ないしは改修された施設は、その施設が本質的な部分において改修されていることを条件に新施設とみなす。本質的な改修とは、改修費用が施設全体の新規投資額の少なくとも50%になる場合である。旧施設とは、2000年4月1日以前に稼働を開始した施設である。

【削除、内容的に一部を§5以降に移動】

【削除】

【削除して、一部を§11に移動】

【削除して、一部を§3に移動】

### §3 概念規定

(1) 再生可能エネルギーとは、波・潮汐・潮流エネルギーを含む水力、風力、太陽光エネルギー、地熱、バイオガスを含むバイオマスとゴミ堆積場回収ガス、下水処理場回収ガスからのエネルギー、および一般世帯と産業界から排出される廃棄物のうち生物的に分解可能なものから得られるエネルギーのことである。ガス系統から得られるガスは、そのガスの量が熱当量でこの法律の適用地域において他の場所でガス系統に供給されるバイオガスの量に相当する限りにおいて、バイオガスとみなされる。

(2) 施設とは、再生可能エネルギーないし坑内ガスによって発電するための独立した技術的装置のことである。この法律の適用地域において設置され、運転のために技術的に必要な共通の装置ないし共通の建造物と直接接続された、同種の再生可能エネルギーないし坑内ガスによって発電するための施設のいくつかは、§6から§12からすると別種のものではないとされ

る限り、施設とみなされる。しかし特に道路、系統接続部、計測装置、管理装置、監視装置は、運転のために必要ではない。

【旧 §2 第 3 項第 2 文と第 3 文参照】

(3) 施設運転者とは、所有権は別として再生可能エネルギーないし坑内ガスによる発電を目的とする施設を利用する者のことである。

(4) 稼働開始とは、技術的に運転する準備を整えた後に初めて施設を運転すること、あるいは改修の費用が技術的に運転に必要な施設と建造物すべてを含めた施設全体の新規製造費用の少なくとも50%になるような場合に、その改修後に初めて施設を運転することである。

(5) 施設の出力とは、その施設が規定通りに稼働している時に、短時間のわずかな偏差にもかかわらず、系統との接続点で時間的制限なしに技術的にもたらされる電氣的有効出力のことである。買取り額の基準となる出力を決定する場合、標準性能の予備ないしアップのためだけに短期的に利用される出力は考慮されない。

(6) 系統とは、公共供給のために電力の送電と配電を行うために相互に接続された技術装置の総体のことである。

(7) 系統運転者とは、電力を公共供給するためのあらゆる電圧レベルの系統を運転する者のことである。送電系統運転者とは、地域の枠を超えて下流系統へ電力を送電する高圧系統と超高圧系統を規則通りに運転する者のことである。

§ 3 受電と買取り義務

(1) 系統運転者は §2 の発電施設を自己の系統に接続し、その施設から供給される電力のすべてを優先的に受電して、提供された電力を §4 から §8 に準じて受電して買取る義務を負う。

【続き】この義務は、施設の立地場所に最も近い位置に技術的に受電に適した系統を有する系統運転者に適用される。

§ 4 受電と送電義務

(1) 系統運転者は、再生可能エネルギーないし坑内ガスによって発電する施設を自らの系統にすぐに接続し、この施設から供給される再生可能エネルギーないし坑内ガスによって発電された電力のすべてを優先的に受電して送電する義務を負う。 §12 第 1 項に関わらず、施設運転者と系統運転者は、その施設をより良く系統へ統合することに役立つのであれば、受電を優先させないことを契約によって合意することができる。

(2) 第 1 項第 1 文の義務は、技術的・経済的により有利な接続点を示す系

【続き】ただし、第1文の優先規定があるとしても、経済的に要求できる系統の拡張によってはじめて電力の受電が可能であるような場合も、その系統は技術的に適した系統とみなされる。その場合、その系統運転者は電力提供希望者の要求に基づいてすぐに拡張を行う義務を負う。

【続き】系統運転者と電力提供希望者の計画と、適合性の確認に必要な限り、公共系統データと施設データを開示する。

(2) 上流側の送電系統運転者は、第1項に準じて系統運転者から受電するエネルギー量を§4から§8に準じて受電して買取る義務を負う。売電権限を有する系統運転者の系統内で国内送電系統が稼働していない時は、第1文の受電と買取りの義務は最も近くに位置する国内送電系統運転者に適用される。

【内容的に、一部旧§3に相当】

統が他に一つもなかった場合、施設の立地場所に最も近い位置に技術的に受電に適した系統を有する系統事運転者に適用される。

ただし、第1項第1文の優先規定があるとしても、経済的に要求できる系統の拡張によってはじめて電力の受電が可能であるような場合も、その系統は技術的に適した系統とみなされる。その場合、その系統運転者は電力提供希望者の要求に基づいてすぐに拡張を行う義務を負う。

施設が他の法規に準じた許認可を要するとき、第2文の拡張義務は、その施設運転者が許認可、部分許認可ないし事前決定通知を提示する場合にのみ発生する。拡張義務は、系統の運転に必要な技術的装置の全てと、系統運転者に所有権があるか、その所有に移る接続設備にまで及ぶ。

(3) 系統運転者ないし電力提供希望者の計画と、系統の適合性の確認に必要な限り、申請によって系統の適合性検査に必要な系統データと施設データを8週間以内に開示する。

(4) 第1項第1文の優先的受電と送電の義務は、施設が施設運転者の系統か、§3第7項の意味における系統運転者ではない第三者の系統に接続され、その系統から§3第6項の系統に送電することによって電力が提供されるときにも成立する。

(5) 上流側の送電系統運転者は、第1項ないし第4項に準じて系統運転者から受電するエネルギー量を優先的に買取って送電する義務を負う。売電権限を有する系統運転者の系統内で国内送電系統が稼働していない時は、第1文の受電と送電の義務は最も近くに位置する国内送電系統運転者に適用される。第1文はその他の系統運転者にも、それに応じて適用される。

## §5 買取り義務

(1) 系統運転者は、再生可能エネルギーと坑内ガスのみを利用する施設で発電され、§4第1項ないし第4項に準じて受電された電力を、§6から§12の条件で買取る義務を負う。第1文の義務は、登録出力測定が行われる場合に限り、500kWからの施設に適用される。

(2) 上流側の送電系統運転者は、系統運転者が§4第5項に準じて受電して第1文に準じて買取ったエネルギー量を、§6から§12に準じて買取る義務

§4 水力、ゴミ堆積場回収ガス、坑内ガス、下水処理場回収ガスによって  
発電された電力に関する買取り

水力、ゴミ堆積場回収ガス、坑内ガス、下水処理場回収ガスによって発電された電力に対して、その買取り額を最低7.67セント/kWhとする。この買取り額は電力出力500kWを超える施設においては、施設の出力kWにおける500kW分に相当する清算年毎の給電された電力量にだけ適用される。その際、その出力は月毎に測定された有効電力の中間値の年間中間値に準じて査定される。それ以外の電力の価格は、最低6.65セント/kWhとする。

を負う。§4第5項第2文がそれに応じて適用される。

§6 水力によって発電された電力に関する買取り

(1) 5 MW以内の出力を有する水力発電施設からの電力に対して、買取り額を

1. 出力500kW以内では、最低7.67セント/kWh

2. 出力5 MW以内では、最低6.65セント/kWh

とする。

第1文は、2005年12月31日後に許可された出力500kWまでの流れ込み式水力発電施設に対しては、それらが既設の人造せき止め段や堰きと場所的に連携設置され、それによって良好な生態系の状態が維持されたことが証明されるか、従来の状態と比較して生態系の状態が顕著に改善されている場合に限って適用される。

(2) 5 MWから150MW以下の出力を有する水力発電施設からの電力は、

1. 施設が「この法律の施行日を挿入」から2012年12月31日までに改修された

2. その改修によって電氣的性能が最低15%アップした、および

3. 改修後に良好な生態系の状態が維持されたことが証明されるか、従来の状態と比較して生態系の状態が顕著に改善されている  
場合に限り、この法律の規定に準じて買取られる。

既設の人造せき止め段や堰きに場所的に連携させて施設が初めて稼働する場合も、第1文の意味における改修とみなされる。

改修によって増大した追加電力量だけが買取られる。

買取り額を

1. 500kW以下の出力上昇では、最低7.67セント/kWh

2. 10MW以下の出力上昇では、最低6.65セント/kWh

3. 20MW以下の出力上昇では、最低6.10セント/kWh

4. 50MW以下の出力上昇では、最低4.56セント/kWh

5. 50MW超の出力上昇では、最低3.70セント/kWh

とする。

施設が「この法律の施行日を挿入」前に5MW以内の出力を出していたことが示された場合、この出力分に相当する電力はさらに第1項に準じて買取ら

<p style="text-align: center;">【旧 §5 第 2 項を参照】</p> <p style="text-align: center;">【新 §7 に関しては、旧 §4 を参照】</p> <p style="text-align: center;">【旧 §5 第 2 項を参照】</p> <p style="text-align: center;">§5 バイオマスによって発電された電力に関する買取り</p>	<p>れる。</p> <p><u>(3) 施設運転者は系統運転者に対して、第 1 項第 2 文および第 2 項第 1 文第 2 号と第 3 号の前提条件を証明しなければならない。施設運転者は要求があれば、連邦自然保護法第 59 条に準じて認められたか、連邦自然保護法第 60 条の枠内で州法の規則を基礎として認められた団体および不作為訴訟法第 3 条に従った請求権のある機関に対して、その証明書を提供しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 第 1 項と第 2 項の最低買取り額は 2005 年 1 月 1 日をもって開始し、この時点以後に稼働を開始した施設に対しては、年毎に前年に新稼働した施設に適用される額の 1 % 分を削減し、小数点以下第二位で四捨五入する。</u></p> <p><u>(5) 第 1 項から第 4 項までは、揚水式発電施設によって発電された電力には適用されない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>§7 ゴミ堆積場回収ガス、下水処理場回収ガス、坑内ガスによって発電された電力に関する買取り</b></p> <p><u>(1) ゴミ堆積場回収ガス、下水処理場回収ガス、坑内ガスによって発電された電力に対して、買取り額を</u></p> <p><u>1. 出力 500kW 以下では、最低 7.67 セント / kWh</u></p> <p><u>2. 出力 5 MW 以下では、最低 6.65 セント / kWh</u></p> <p>とする。</p> <p><u>出力 5MW 超の坑内ガス施設で発電された電力に関しては、買取り額を最低 6.65 セント / kWh とする。</u></p> <p><u>(2) 第 1 項の最低買取り額は、電力が燃料電池によって得られた場合、それぞれ 1.0 セント / kWh 引き上げられる。</u></p> <p><u>(3) 第 1 項の最低買取り額は 2005 年 1 月 1 日を持って開始し、この時点以後に稼働を開始した施設に対しては、年毎に前年に新稼働した施設に適用される額の 2 % 分を削減し、小数点以下第二位で四捨五入する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>§8 バイオマスによって発電された電力に関する買取り</b></p>
--	---

(1) バイオマスによって発電された電力の買取り額を

1. 設置電力出力500kW以下の施設では、最低10.23セント/kWh
2. 設置電力出力5MW以下の施設では、最低9.21セント/kWh
3. 設置電力出力5MW超の施設では、最低8.70セント/kWh

とする。しかしこれは、§ 2 第1項第2文に準じた法令の施行日以後に初めて適用される。

§ 4 第2文前半は、それに応じて適用される。

(1) 第6項に準じて公布された法規命令の意味におけるバイオマスによって発電された電力で、出力20MW以下の施設で得られたものに対して買取り額を

1. 出力150kW以下では、最低11.5セント/kWh
2. 出力500kW以下では、最低9.9セント/kWh
3. 出力5MW以下では、最低8.9セント/kWh
4. 出力5MW超では、最低8.4セント/kWh

とする。

(2) 第1項第1号から第3号の最低買取り額は、

1. その電力が専ら

a) 収穫、保存ないしバイオマス施設での利用以外の目的でその他の処理ないし変更が行われていない植物ないし植物の一部から

b) 2002年10月3日の人間の飲食向けではない副生成物のための衛生規定に関する欧州連議会と理事会の指令(EC)1774/2002(EC公報L273号ページ1)、2003年5月12日の欧州委員会指令(EC)808/2003(EU公報L117号ページ1)により改正、の意味における液肥から、あるいは

c) 両方の資源グループから発電される場合

2. そのバイオマス施設が第1号の資源で運転するためだけに許可されているか、あるいは、そのような許可がない場合、施設運転者が使用された資源の種類・量・由来に関するデータと伝票とともに資源使用帳によって、他の資源が使用されていないことを証明する場合、そして

3. 同一敷地内では他の資源から発電するバイオマス施設が運転されていない場合、

それぞれ2.5セント/kWh引き上げられる。

第1文は、施設において第1文第3号に準じて発電されるとしても、バイオガスによって発電された電力には適用されない。

第1文に準じた最低買取り額の引き上げ義務は、第1文の前提条件が満たされた時点から発生する。第1文の前提条件が満たされなくなると、引き上げられた最低買取り額に対する請求権は、最終的に失効する。

(3) 第1文第1号から第3号の最低買取り額は、バイオマスが熱化学的ガス化方式ないし乾燥発酵方式によって改質されるか、あるいは電力が燃料電池、ガスタービン、蒸気エンジン、有機ランキン設備、カーリーナサイク

ル設備あるいはスターリングエンジンによって発電される場合、それぞれ1.0セント/kWh引き上げられる。第1文は、コジェネレーション法第3条第4項の意味における電力で、系統運転者に地域暖房研究協会編2001年8月の研究冊子FW 308「コジェネレーション施設の認証-コジェネレーション電力調査」(2001年9月8日の連邦公報169a号)に準じた証明書を提示する限り、同様に適用される。出力2MW以下の量産型コジェネレーション施設に関しては、第2文の証明書の代わりに熱・電気出力と電力指数を示す適切な製造者図書を提示することができる。

(4) 第1項に準じた最低買取り額は2005年1月1日を持って開始し、この時点以後に稼働を開始した施設に対しては、年毎に前年に新稼働した施設に適用される額の2%分を削減し、小数点以下第二位で四捨五入する。

(5) この買取り義務は、第6項の法規命令の意味におけるバイオマスないし植物油メチルエステルだけが点火・支持燃焼の目的のために利用されるわけではない場合、2006年12月31日以後に稼働を開始した施設で発電された電力に対しては適用されない。2007年1月1日以前に稼働を開始した施設においては、必要な化石点火・支持燃焼に分類される割合は、2006年12月31日以後もバイオマスによって発電された電力とみなされる。

(6) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省には、連邦消費者保護・食糧・農業省および連邦経済・労働省との協議の上で法規命令によって、どのような資源がこの規則の意味でバイオマスとしてみなされ、どのような技術プロセスが発電に応用されてもいいのか、そしてその場合どのような環境要求事項が守られるべきかについての規則を發布する権限が与えられる。

(2) 第1項の最低買取り額は2002年1月1日をもって開始し、この時点以後に稼働を開始した施設に対しては、毎年、それぞれ1%削減される。その値は、小数点以下第一位で四捨五入する。

【旧 §2第1項第2文から移動】

**§ 6 地熱によって発電された電力に関する買取り価格**

地熱によって発電された電力に関する買取り額を  
1. 設置電力出力20MW以下では、最低8.95セント/kWh  
2. 設置電力出力が20MW超では、7.16セント/kWh  
とする。  
§ 4第2文前半は、それに応じて適用される。

**§ 9 地熱によって発電された電力に関する買取り価格**

(1) 地熱施設によって発電された電力に関する買取り額を、  
1. 出力5MW以下では、最低15セント/kWh  
2. 出力10MW以下では、最低14セント/kWh  
3. 出力20MW以下では、最低8.95セント/kWh  
4. 出力が20MW超では、最低7.16セント/kWh  
とする。

【旧 §5第2項を参照】

### §7 風力によって発電された電力に関する買取

(1) 風力によって発電された電力に関する買取額を、稼働開始時点から計算して5年間、最低9.10セント/kWhとする。その後、この期間にこの法律の付属文に準じた基準施設で算出された発電量（基準発電量）の150%に達した施設に対しては、その電力の買取額を最低6.19セント/kWhとする。その他の施設に関しては、発電量が基準発電量の150%から下回っている分と引き替えに、第1文の期限はその分を対象として基準発電量の0.75%毎に2ヶ月延長される。

【続き】領海の画定に使われる基準線から海に向かって最低3海里離れた場所に設置され、2006年12月31日までに稼働を開始した施設で電力が発電される場合、第1文の期限と第2文の期間は9年となる。

(2) 第1項の最低買取額は2010年1月1日をもって開始し、この時点以後に稼働を開始した施設に対しては、年毎に前年に新稼働した施設に適用される値の1%分を削減し、小数点以下第二位で四捨五入する。

### §10 風力エネルギーによって発電された電力に関する買取

(1) 風力施設によって発電された電力に関する買取額を、第3項を留保して、最低5.5セント/kWhとする。稼働開始時点から5年間、第1文の買取額は、この期間にこの法律の付属説明の規定に準じた基準施設で算出された発電量（基準発電量）の150%に達した施設に対して、3.2セント/kWh引き上げられる。その他の施設に関しては、発電量が基準発電量の150%から下回っている分と引き替えに、第1文の期限はその分を対象として基準発電量の0.75%毎に2ヶ月延長される。

(2) 第1項第3文とは異なり、第1項第2文の期限は

1. 同じ立地地方郡にある1995年12月31日までに稼働した施設の代りとなるか、あるいは新しくする、そして

2. 設置電力出力を最低3倍以上アップする（リパワー施設）

施設で発電された電力に対して、発電量が基準発電量の150%から下回っている分と引き替えに、その分を対象として基準発電量の0.6%毎に2ヶ月延長される。

(3) 領海の画定に使われる基準線から海に向かって最低3海里離れた場所に設置された風力エネルギー施設（洋上施設）で発電された電力に対しては、買取額を最低6.19セント/kWhとする。2010年12月31日までに稼働を開始した施設で発電された電力に対しては、第1文の買取額を稼働の時点から数えて12年間、2.91セント/kWh引き上げる。この期限は、最低12海里離れ、水深最低20メートルの地点に設置された施設で発電された電力に対して、12海里を超える1海里毎に0.5ヶ月、20メートルを超える水深1メートル毎に1.7ヶ月延長される。

(4) §5第1項とは異なり、計画中の立地場所で基準発電量の65%を達成することができることを稼働開始前に証明されていない施設で発電された電力に関しては、系統運転者はこれを買取る義務を負わない。施設運転者は系統運転者に対して、この法律の付属説明の規定に準じて作成された、系

統運転者との合意の下で委任した専門家の鑑定書の提示によって証明しなければならない。系統運転者が施設運転者の要求後4週間以内に合意を与えない場合、連邦環境庁は風力エネルギー振興協会 (FGW) の聴聞後、その専門家を指定する。鑑定の費用は、施設運転者と系統運転者が折半する。

**【削除】**

(5) 第1項の最低買取り額は2005年1月1日をもって開始し、第3項の最低買取り額は2008年1月1日をもって開始し、この時点以後に稼働を開始した施設に対しては、年毎に前年に新稼働した施設に適用される値の2%分を削減し、小数点以下第二位で四捨五入する。

(6) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省には、第1項から第4項の実施のために法規命令によって基準発電量の計算と適用のための規定を發布する権限が与えられる。

(7) 第1項から第6項は、2005年1月1日以後に許可され、連邦自然保護法第38条に準じて同法第33条第2項との関連で自然・景観保護地に指定されたドイツの排他的経済水域内の区域において設置された風力施設によって発電された電力には適用されない。第1文は、保護下に置かれるまで、連邦環境・自然保護・原子炉安全省が欧州共同体委員会に対して共同的意義のある区域ないし欧州野鳥保護区域に指定した区域にも適用される。

**§ 8 太陽光エネルギーによって発電された電力に関する買取り**

(1) 太陽光エネルギー発電施設で発電された電力に関しては、その買取り額を最低45.7セント/kWhとする。

【この項は03年12月の改正で改正】

**§ 11 太陽光エネルギーによって発電された電力に関する買取り**

(1) 太陽光エネルギー発電施設で発電された電力に関しては、その買取り額を最低45.7セント/kWhとする。

最低買取り額は2002年1月1日をもって開始し、この時点以後に稼働を開始した施設については、毎年、それぞれ5%削減される。その値は、小数点以下第一位で四捨五入する。

(2) その施設が主に建物ないし遮音壁の側面ないし上面に設置されている場合、買取り額は

1. 出力30kW以下では、最低11.7セント/kWh
2. 出力30kW超では、最低8.9セント/kWh
3. 出力が100kW超からは、8.3セント/kWh

引き上げられる。

第1文の最低買取り額は、施設が建物の屋根の上に、あるいは屋根の一部として設置されておらず、建物の本質的な一部を構成していない場合、それぞれさらに5.0セント/kWh引き上げられる。

【この項は03年12月の改正で改正】

【続き】 § 4 第2文前半は、それに応じて適用される。

【この文は03年12月の改正で追記】

(3) 施設が太陽光エネルギーによる発電以外の目的を優先して設置された建造物の側面あるいは上面に設置されていない場合、その施設が2015年1月1日より前に、

1. 建設法典 § 30の意味における建設計画【Bプラン】の適用範囲内で、あるいは
2. 建設法典 § 38第1文に準じた手続きが実施された用地において稼働される場合に限り、系統運転者は買取り義務を負う。

【この項は03年12月の改正で追記】

(4) 2003年9月1日以後にこの目的のために作成あるいは変更された建設計画の適用範囲において設置された、第3項の施設で発電される電力に関しては、施設が

1. 建設計画の作成と変更の決議時点にすでに確定されていた用地にある
2. 経済的ないし軍事的な使用を理由とした代替地にある、あるいは
3. 建設計画でこの施設が設置されることになっていたが、建設計画の作成ないしは変更の決議時点に耕地として使用されていた緑地にある場合に限り、系統運転者は買取り義務を負う。

【この文は03年12月の改正で削除】

(2) その施設が主に建物ないし遮音壁の側面ないし上面に設置されている場合、買取り額は

1. 出力30kW以下では、最低11.7セント/kWh
2. 出力30kW超では、最低8.9セント/kWh
3. 出力が100kW超からは、8.3セント/kWh

引き上げられる。

第1文の最低買取り額は、施設が建物の屋根の上に、あるいは屋根の一部として設置されておらず、建物の本質的な一部を構成していない場合、それぞれさらに5.0セント/kWh引き上げられる。

【削除】

(3) 施設が太陽光エネルギーによる発電以外の目的を優先して設置された建造物の側面あるいは上面に設置されていない場合には、その施設が2015年1月1日より前に、

1. 建設法典 § 30の意味における建設計画【Bプラン】の適用範囲内で、あるいは
2. 建設法典 § 38第1文に準じた手続きが実施された用地において稼働される場合に限り、系統運転者は買取り義務を負う。

(4) 2003年9月1日以後にこの目的のために作成あるいは変更された建設計画の適用範囲において設置された、第3項の施設で発電される電力に関しては、施設が

1. 建設計画の作成と変更の決議時点にすでに確定されていた用地にある
2. 経済的ないし軍事的な使用を理由とした代替地にある、あるいは
3. 建設計画でこの施設が設置されることになっていたが、建設計画の作成ないしは変更の決議時点に耕地として使用されていた緑地にある場合に限り、系統運転者は買取り義務を負う。

【この項は03年12月の改正で追記】

(5) 最低買取り額は2005年1月1日をもって開始し、この時点以後に稼働を開始した施設については、毎年、それぞれ5%削減される。買取り額の値は、小数点以下第二位で四捨五入する。

【この項は03年12月の改正で追記】

(6) 同じ建物の側面あるいは上面にあり、カレンダー上連続6ヶ月間以内に稼働を開始した複数のPV施設は、第2項の買取り額を計算する目的で、それぞれ最後に稼働した施設に対して一つの施設とみなされる。

【この項は03年12月の改正で追記】

### § 9 共通規則

(1) § 4から § 8の最低買取り額は、新たに稼働を開始した施設に関しては、それが水力発電施設でない限り、稼働開始年に関わらず20年間支払われる。この法律の施行前に稼働を開始した施設に対しては、2000年が稼働開始年とみなされる。

(2) 複数の施設で発電された電力が一つの共通電力量測定器で計測される

(5) 最低買取り額は2005年1月1日をもって開始し、この時点以後に稼働を開始した施設に対しては、年毎に前年に新稼働した施設に適用される値の5%分を削減し、小数点以下第二位で四捨五入する。

(6) § 3第2項第2文とは異なり、同じ建物の側面あるいは上面にあり、カレンダー上連続6ヶ月間以内に稼働を開始した複数のPV施設は、第2項の買取り額を計算する目的で、それらが運転のために技術的に必要な共通装置ないし共通建造物と直結していなくても、それぞれ最後に稼働した施設に対して一つの施設とみなされる。

### § 12 受電、送電、買取りに関する共通規則

(1) 系統運転者は、§ 4と § 5からの自らの義務の遂行を契約の締結如何にさせてはならない。

(2) § 6から § 11が施設の出力に左右されて異なる最低買取り額を定める時、買取り額はそれぞれ施設の出力に応じた分だけ、それぞれ適用される閾値と比べて決定される。

(3) 最低買取り額は稼働開始時点から、稼働開始年を含めてカレンダー上で20年間支払われる。第1文とは異なり、§ 6第2項と § 7、§ 8の施設で発電された電力の最低買取り額は、稼働開始年を含めて15年間支払われる。第2文は、2006年12月31日以後に稼働を開始した場合に限り、ゴミ堆積場回収ガス施設で発電された電力に適用される。バイオマス施設で発電された電力に対しては、第2文はその施設が2004年12月31日以後に稼働を開始した場合に限り、適用される。

(4) § 5の施設運転者の買取り額に対する請求を系統運転者の債権で相殺することは、その債権が誰にでも明白であるか、法的に確定されている時にだけ、認められる。

(5) 複数の施設で発電された電力は、一つの共通電力測定器で計測するこ

場合、各施設それぞれの最大有効電力を基準として異なる買取り額を計算する。電力が複数の風力発電施設で発電された場合、第1文とは異なり、これらの施設の累積値が計算の基準となる。

### § 10 系統費用

(1) §2の施設を技術的・経済的に最も有利な系統接続点に接続するのに必要な費用は、施設運転者が負担する。

【続き】接続の施工は、それぞれのケースで必要となる系統運転者の技術的要求事項と1998年4月24日のエネルギー経済法第16条(連邦官報I ページ730)に準じたものでなくてはならない。

【続き】施設運転者は、接続を系統運転者あるいは専門知識のある第三者に行わせることができる。

(2) 新たに接続される§2の施設のためだけに必要となる、給電されるエネルギーを受電、送電するための公共電力供給系統の拡張費用は、拡張を必要とする系統運転者が負担する。

【続き】系統運転者は、具体的に必要な投資をその費用を提示することによって個別に説明しなくてはならない。系統運転者は送電線使用料を算出する際に自らに発生する費用割当分を勘定に入れることができる。

(3) 係争事を処理するため、連邦環境・自然保護・原子炉安全省内に関係当事者が参加する問題解決機関が設置される。

### § 11 連邦全国規模での負担調整

(1) 送電系統運転者は、§3に準じて受電されるエネルギー量の範囲と買

とができる。この場合、各施設それぞれの出力を基準として異なる買取り額を計算する。最低買取り額の異なる複数の風力発電施設で発電された電力が一つの共通電力測定器で計測される場合、電気量はそれぞれの基準発電量の割合で風力発電施設に割り当てられる。

(6) §6から§11の最低買取り額に、売上税は含まれていない。

### § 13 系統費用

(1) 再生可能エネルギーないし坑内ガスによる発電施設を技術的・経済的に最も有利な系統接続点に接続するために必要な費用、および供給・受電された電気量を把握するために必要な測定装置に要する費用は、施設運転者が負担する。

接続の施工と系統の安全のために必要なその他の装置は、それぞれのケースで必要となる系統運転者の技術的要求事項と1998年4月24日のエネルギー経済法第16条(連邦官報I ページ730)に準じたものでなくてはならない。施設運転者は、施設の接続と測定装置の設置と運転を系統運転者あるいは専門知識のある第三者に行わせることができる。

(2) 新たに接続されるか、再稼働ないし拡張された、あるいは他の方法で改修された再生可能エネルギーないし坑内ガスによる発電施設のためだけに必要となる、§4第2項の意味において給電されるエネルギーを受電、送電するための公共電力供給系統の拡張費用は、拡張を必要とする系統運転者が負担する。

系統運転者は、具体的に必要な投資をその費用を提示することによって個別に説明しなくてはならない。系統運転者は送電線使用料を算出する際に自らに発生する費用割当分を勘定に入れることができる。

【新法案 § 19へ移動】

### § 14 連邦全国規模での負担調整

(1) 送電系統運転者は、§5第1項に準じて買取られたエネルギー量の範囲と時間的経過、その買取り支払い額を把握して、エネルギー量をすぐに

取り支払い額を把握し、第2項の基準に基づいてそれらを互いに調整する義務を負う。

(2) 送電系統運転者は毎年3月31日までに、前年に§3に準じて受電したエネルギー量と、それが下流側系統を介して直接ないし間接的に最終消費者に供給された総エネルギー量に占める割合を調査する。

【続き】平均割合を超える量を受電しなければならなかった送電系統運転者は、他の送電系統運転者に対してその系統運転者も平均値に相当するエネルギー量を受電するまで、§3から§8の電力の受電と買取りを要求する権利を有する。

(3) 期待される調整量と調整買取り額は、月割りで支払うものとする。

(4) 最終消費者に電力を供給する電力供給企業は、自社に対して調整責任のある第2項の送電系統運転者によって受電された電力をその割合に応じて受電して買取る義務を負う。

【続き】第1文は、電力供給企業のうち、それによって供給された総電力量において、§2第1項の意味における電力を第2項に関連して最低50%供給するものには適用されない。

第1文に準じて受電される割合は、それぞれの電力供給企業によって供給された電力量を基準として、それぞれの電力供給企業が比較的同じ割合を負担するように決定する。

受電義務の範囲（割合）は、§3に準じて給電された総電力と最終消費者に供給された総電力の割合に従って査定されるが、電力供給企業が第2文の意味で供給する電力量は、最終消費者に供給された総電力から差し引くものとする。

第1文の意味における買取り額は、§3に準じて系統運転者全体が前四半期に支払ったkWh当たりの買取り額の平均から算出される。

相互暫定調整し、第2項の基準に基づいてエネルギー量と買取り支払い額を精算する義務を負う。

(2) 送電系統運転者は毎年9月30日までに、前年に§5に準じて受電して買取り、第1項に準じて暫定調整したエネルギー量と、電力供給企業がそれぞれの送電系統運転者管轄区域において前年に最終消費者に供給した総エネルギー量に占めるエネルギー量の割合を調査する。

平均割合を超える量を受電しなければならなかった送電系統運転者は、他の送電系統運転者に対してその系統運転者も平均値に相当するエネルギー量を受電するまで、§6から§12の電力の受電と買取りを要求する権利を有する。

【新法案§14第4項へ移動】

(3) 最終消費者に電力を供給する電力供給企業は、自社に対して調整責任のある第1項と第2項の送電系統運転者から受電される電力をその割合に応じて、事前通知された、§4に準じて§5との関連で実際の受電量に近い形の大枠で受電して買取る義務を負う。

【削除】

【続き】第1文に準じて受電される割合は、それぞれの電力供給企業によって供給された電力量を基準として、それぞれの電力供給企業が比較的同じ割合を負担するように決定する。

受電義務の範囲（割合）は、§5に準じて給電された総電力と最終消費者に供給された総電力の割合に従って査定される。【以下削除】

【続き】第1文の意味における買取り額は、§5に準じて系統運転者全体が前四半期に支払ったkWh当たりの買取り額の平均予想値から算出される。送電系統運転者は、第2項に準じた負担調整のために発生する第1文に準じた電力供給企業に対する請求権を、給電された次の年の10月31日までに行使する義務を負う。エネルギー量と買取り額支払いに関する実際の負担調整は、その翌年の9月30日までに月割りで行われる。

第1文に準じて受電された電力は、§2の意味における電力としてあるいは

【続き】第1文に準じて受電された電力は、§2の意味における電力としてあるいはこれに類する電力として市場で販売される限り、第5文に準じて支払われた買取り額未満で販売されてはならない。

【旧 § 11(3) から移動】

(5) 各系統運転者は、他の系統運転者に対して第1項と第2項に準じた計算に必要なデータを事前に提供する義務を負う。

【続き】各系統運転者は、他の系統運転者が両者合意の上で依頼した経営監査士ないし公認会計士にそのデータを検証させることを要求することができる。  
合意が成立しないときは、負担調整権を有する系統運転者の所在地を管轄する上級地方裁判所の長官が経営監査士ないし公認会計士を選定する。

これに類する電力として市場で販売される限り、第5文に準じて支払われた買取り額未満で販売されてはならない。

(4) 予想される調整買取り額は、月割りで支払われる。

(5) 送電系統運転者ではない系統運転者と電力供給企業は、第1項と第2項に準じた計算に必要なデータを事前に提供し、4月30日までに前年の最終計算書を提出する義務を負う。

系統運転者と電力供給企業は、第1文の最終計算書を6月30日までに、第2項の最終計算書を10月31日までに経営監査士ないし公認会計士に検証させることを要求することができる。

【削除】

(6) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省には、連邦経済・労働省との協議の上で法規命令によって、第3項に準じた大枠の算出とその大枠の通知時点と方法、および第5項に準じて必要とされるデータの詳細規定とそれらデータの提供方法についての規則を發布する権限が与えられる。

§ 15 透明性

(1) 最終消費者に電力を供給する系統運転者と電力供給企業、およびその連合体には、経営監査士ないし公認会計士の開示証明書によって証明する限り、前年の事業年度における電力供給企業のkWh当たりの、§14第3項第1文と第5文に準じて支払われた買取り額と平均買電価格の差（差額）を第三者に対して開示する権限が与えられる。送電線使用料に勘定される可能性のある費用は、個別に表示してはならない。

(2) 系統運転者は、§14に準じてエネルギー量と買取り額を算定するのに必要なデータを翌年の9月30日までに開示する義務を負う。そのデータからは、系統運転者が下流側系統から受電したエネルギー量の範囲と、それを最終消費者ないし最終消費者に電力を供給する系統運転者、電力供給企業に売電した範囲、あるいは自ら消費した範囲が明らかになっていない。連邦環境・自然保護・原子炉安全省には、連邦消費者保護・食糧・農業省と連邦経済・労働省と協議の上で法規命令によって開示義務

### § 11a 特別負担調整

【この条項は03年7月の改正で追記された】

(1) 連邦経済・輸出管理庁は申請に応じて、それによってこの法律の目的が妨げられず、かつ電力消費者全体の利害に一致する限りであれば、電力供給企業から製造業を営む最終消費者企業に順送りされる § 11第4項第1文の電力量の割合を制限して、電力量の順送りによってこれらの企業に発生する費用を軽減する。

(2) その制限が実施されるのは、企業が

1. 公共供給システムからの電力消費が過去の最後の12ヶ月間において一つの受電場所で100GWhを上回ったこと
  2. 企業の粗付加価値生産に対する電力費用の割合が20%を上回っていること
  3. § 11第4項第1文に準じた電力量が割当分だけ企業に配分されているということ、そして
  4. 最後の過去12ヶ月において電力供給企業のkWh当たりの、§ 11第4項第1文と第5文に準じて支払われた買取り額と平均買電価格から発生する費用(差額)が、決定的な原因となって企業の競争力を著しく損なっていること
- を、そしてそれがどの程度の範囲かということを証明したときに制限される。

電力供給企業は、配分された電力量と差額を経営監査士あるいは公認会計士の証明書によって企業に対して証明する義務を負う。

【続き】第1文第3号の前提条件と差額の証明は、その証明書の提示によって行われる。第1文のその他の前提条件の証明は、最後の過去12ヶ月の電力供給契約と、経営監査士と公認会計士の鑑定によって行われる。

の詳細を規制する権限が与えられる。

### § 16 特別負担調整

(1) 連邦経済・輸出管理庁は申請に応じて、それによってこの法律の目的が妨げられず、かつ電力消費者全体の利害に一致する限りであれば、受電地点毎に電力供給企業から製造業を営む最終消費者企業に順送りされる § 14第3項第1文の電力量の割合を制限して、電力量の順送りによってこれらの企業に発生する費用を軽減する。

(2) その制限が実施されるのは、企業が終了した最後の事業年において

1. 公共供給システムからの電力消費が一つの受電場所で100GWhを上回ったこと
  2. 企業の粗付加価値生産に対する電力費用の割合が連邦統計庁定義、専門シリーズ4、4.3番、2003年6月版に準じると、15%上回っていること
  3. § 14第3項第1文の電力量が、割当分だけ企業に配分され、企業自体によって消費されているということ、そして
  4. その企業がこのために § 15第1項の意味における差額を支払ったということ
- を、そしてそれがどの程度の範囲かということを証明した時に制限される。

【続き】電力供給企業は企業側の申請によって、配分された電力量と差額を差額の算出の基になったデータを含めて、経営監査士あるいは公認会計士の証明書を提示することによって終了した最後の事業年に関してすぐに連邦経済・輸出管理庁に証明する義務を負う。

第1文第3号の前提条件と差額の証明は、その証明書の提示によって行われる。第1文のその他の前提条件の証明は、終了した最後の事業年の電力供給契約と電力計算書、および終了した最後の事業年の年度末決算書に基づいた経営監査士と公認会計士の鑑定によって行われる。

受電場所とは、一つないし複数の引込点を通じて系統運転者の系統と接続された事業用地内において、企業に属する場所的に関連性のある全ての電氣的装置のことである。

第1文から第4文は、企業の独立した部門に対してしかるべく適用される。

【続き】第1文から第3文は、企業の独立した部門に対してしかるべく適用される。

(3) 配分される電力量を制限するため、受電場所において電力供給企業によって公共供給システムから企業に年間100GWhを超えて供給される分の総電力のパーセンテージが固定される。

【続き】そのパーセンテージは、配分される電力量の差額が100GWhを超えた分の総電力量に対して、§11第4項第1文と第5文に準じて予想される買取り額を根拠として0.05セント/kWhとなるように決定される。

(4) その決定は、原則としてすべての申請書類の到着後4週間以内に申請者と電力供給企業に対して効力を有する。

この決定は、1年間有効である。

(5) 申請があれば、決定の更新も可能である。ここでは、過去の決定によって成立した効力は考慮されない。基本データが変更されていなければ、

(3) 配分される電力量を制限するため、第2項第1文第1号の受電場所に関し、当該受電場所において第2項第1文第3号に準じて公共供給システムから終了した最後の事業年の10%を超えて購入されて自ら消費される分の総電力のパーセンテージが固定される。

そのパーセンテージは、配分される電力量の差額が、前年買電量の10%超に相当する総電力量に対して、§14第3項第1文と第4文に準じて予想される買取り額を根拠として0.05セント/kWhとなるように決定される。

企業が第2項第2文の証明時点で複数の電力供給企業から電力供給を受けている場合、第1文の制限は電力供給企業それぞれに対して、電力供給企業が相互の比較でその受電場所において最終消費者である企業に電力を供給する範囲に応じて、その割当分に適用される。企業は電力供給企業に、割当計算に必要な情報を提供しなくてはならない。

(4) §14第3項第3文に準じた割合と§14第3項第4文に準じた平均買取り額を条件とする電力商品がこの規則によって優遇されない最終消費者にとって、この規則を適用するために決定前の年のデータに対して10%超上昇するとしたら、第3項第2文のパーセンテージは、第5項に準じた申請が第2項の前提条件を満たす全ての企業に対して、その値を超えないように統一決定する。すでに2004年12月31日を越えても適用される決定によって§21第3項の意味で優遇されている電力量は、これを考慮する。

(5) 第2項に準じた完全な申請図書と、電力供給企業のデータと調整責任のある送電システム運転者のデータを含む申請は、いずれもその年の6月30日までに提出する(除斥期限)。

その決定は、申請者と電力供給企業、調整責任のある送電システム運転者に対して効力を有する。

これは1年間有効で、翌年の1月1日に発効する。

#### 【削除】

(6) 連邦経済・輸出管理庁は、この法律によって委任された専門監督事務を実施するに当たり、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の管轄下にある。

連邦経済・輸出管理庁は簡素化された審査手続きにおいて特定の申請図書の提出を放棄することがある。

(6) 連邦経済・輸出管理庁は、この法律によって委任された専門監督事務を実施するに当たり、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の管轄下にある。

(7) 第1文から第5文の適用によって電力供給企業に残る電力量の調整に関しては、内容に即して § 11 を適用する。

(8) 第1文から第7文の適用は、§ 12 の実態報告の対象である。

(7) § 14 第3項第1文を根拠として当該受電場所に関して申請を行う最終消費者に対し、調整責任のある送電系統運転者の当該電力供給企業に対する請求権は、第1項から第5項の連邦経済・輸出管理庁の決定に応じて制限される。送電系統運転者は、この制限を § 14 第2項の枠内で留意する。

(8) 第1文から第7文の適用は、§ 20 の実態報告の対象である。

### § 17 由来証明書

(1) 施設運転者は、再生可能エネルギーによる電力に関し、環境監査法に基づいて発電分野で環境審査員ないし環境審査機関として活動することを認定された個人または機関に、由来証明書の発行を求めることができる。

(2) 由来証明は、

1. 域内電力市場における再生可能エネルギー資源による発電の振興のための2001年9月27日の欧州議会と理事会指令2001/77/EC (EC公報L 283号ページ33)、2003年4月16日の加盟議定書によって最終改正 (EU公報L 236号ページ586) の意味において、どの程度再生可能エネルギーによる電力であるのかのデータを含む、種類と主な構成要素別の発電に利用されるエネルギー

2. バイオマスの利用では、§ 8 第6項の法規命令の意味におけるバイオマスだけであるのか

3. 施設運転者の名称と住所

4. 施設での発電量、発電された期間、§ 5 から § 12 の電力が買取られた範囲、および

5. 施設の立地場所、電力出力、稼働開始時期に関するデータを含んでいなければならない。

(3) 由来証明書は、第2項に準じて要求されるデータが完全に記述されていない限り、使用されてはならない。

### § 18 二重販売の禁止

(1) 再生可能エネルギーと坑内ガスによって発電された電力、およびガス系統に供給されたバイオガスは、多重販売ないし他の方法で売り渡されて

はならない。

(2) § 5から § 12に準じた買取りを請求できる施設運転者は、再生可能エネルギーと坑内ガスによって発電された電力の証明書を他へ譲渡してはならない。施設運転者が再生可能エネルギーないし坑内ガスによって発電された電力の証明書を他へ譲渡した場合、その電力に関して § 5から § 12に準じた買取りを請求することは禁止される。

### § 19 問題解決機関

係争事とこの法律の適用問題を処理するため、連邦環境・自然保護・原子炉安全省内に関係当事者が参加できる問題解決機関を設置することができる。

### § 20 実態報告

(1) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、まず2007年12月31日までに、その後は4年毎に連邦消費者保護・食糧・農業省および連邦経済・労働省と協議の上で再生可能エネルギーと坑内ガスの発電施設の市場参入と発電コストの推移の状況について連邦議会に報告しなければならず、必要があれば、その時点以後に稼働を開始した施設に関する技術動向と市場動向に応じて § 6から § 12の買取り額と累減率の調整を提案しなければならない。平地設置型PV施設が自然と景観に与える影響の評価も、実態報告の対象である。

(2) 「この法律の施行日を挿入」以後に施設が稼働を開始して § 5から § 12に準じた買取りを請求した施設運転者および系統運転者は、第1項の意味における発電コストの抜き取り調査を行うとともに § 14の負担調整メカニズムの機能を確認するために、連邦環境・自然保護・原子炉安全省とその代理人に対して情報保護原則を遵守しながらも、発電コストと § 14に準じたエネルギー量と買取り額の負担調整の調査にとって重要と見られる事実全体に関する情報を、要求に応じてありのまま提供する義務を負う。さらに、施設運転者と系統運転者が商法典の意味における商人に当たる場合、発電コストおよびエネルギー量と買取り額の負担調整の調査にとって重要と見られる事実について説明することができるのであれば、要求に応じて

【旧法 § 10第3項から移動】

### § 12 実態報告

連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、この法律の発効後2年毎にその年の6月30日までに連邦経済・労働省および連邦消費者保護・食糧・農業省と協議の上で § 2の意味における発電施設の市場参入と費用推移の状況について連邦議会に報告しなければならず、必要があれば翌々年の1月1日までに、新施設に関する技術動向と市場動向に応じて § 4から § 8の買取り額と累減率の調整と、この法律に準じて決定された計算期間で得られた経験を踏まえて付属文に準じた風力発電施設の発電量を計算するための期間延長を提案しなければならない。

商業帳簿を開示するものとする。

### § 21 暫定的規則

(1) [この法律の施行前の日を挿入] までに稼働を開始した施設で発電された電力に関しては、買取率と買取請求期間、測定データの提供に関してこれまでの規則が適用される。

1. 流れ込み式水力発電施設で発電された電力に関しては、これまでの規制は出力5MW以下においてだけ適用される。

2. 2003年12月31日以後に稼働を開始したバイオマス施設で発電された電力に関しては、「この法律の施行日を挿入」からこの法律の§8の買取率が適用される。

3. 2004年1月1日以前に稼働を開始したバイオマス施設で発電された電力に関しては、この法律の§8第2項の条件に基づいて最低買取額が引き上げられる。

4. [この法律の施行日を挿入] 以前に稼働を開始したバイオマス施設で発電された電力に関しては、この法律の§8第5項第2文が適用される。

5. 2000年3月31日以後に稼働を開始した風力エネルギー施設で発電された電力に関しては、この法律の§10第1項付属説明が基準発電量の計算に適用される。

6. 2004年1月1日以前に稼働を開始した太陽光エネルギー発電施設で発電された電力に関しては、2000年3月29日の再生可能エネルギー法(連邦官報Iページ305)、[再生可能エネルギー法改正のための第二法の成立日を挿入]の法律(連邦官報Iページ...)によって最終改正、の§8は、2003年7月22日版の条文を適用する。

7. 2003年12月31日以後に稼働を開始した太陽光エネルギー発電施設で発電された電力に関しては、2000年3月29日の再生可能エネルギー法(連邦官報Iページ305)、[再生可能エネルギー法改正のための第二法の成立日を挿入]の法律(連邦官報Iページ...)によって最終改正、の§8は、「再生可能エネルギー法改正のための第二法の施行日を挿入」に有効となる条文を適用するものとし、その際その第3項と第4項は、2004年6月30日以後に稼働を開始した施設にだけ適用される。

(2) §10第4項は、2004年12月31日以後に稼働を開始した施設にだけ適用される。

### **§ 13 暫定的規則**

2003年12月31日までに稼働を開始した太陽光エネルギー発電施設で発電された電力に関しては、施設が2003年12月31日以後に稼働を開始したならば、2004年1月1日からは§8第1項と第2項、第5項、第6項が適用されるという条件で、これまでの規則が適用される。§8第3項と第4項は、2004年6月30日以後に稼働を開始した施設からの電力にしか適用されない。

**【この条項は03年12月の改正で追記】**

(3) § 8第 6 項に準じた法規命令の発布までは、この法律においてその法規命令が言及されている限り、その代わりに2001年 6 月21日のバイオマス令(連邦官報Iページ1234)が適用される。 § 8第 5 項は、そのままとする。

(4) 2000年 3 月29日の再生可能エネルギー法(連邦官報Iページ305)、[再生可能エネルギー法改正のための第二法の成立日を挿入] の法律(連邦官報Iページ...)によって最終改正、に準じた特別負担調整の枠内で電力量の割当を制限する申請で、[この法律の施行日を挿入] 以前に申請された申請は、電力量の割当がすでに「この法律の施行日を挿入」を越えて制限されている企業によって申請されたのでない限り、それに関してこれまで適用されていた規則に準じて取り扱い、決定する。第 1 文で述べられた規則を適用した電力量の割当を制限する連邦経済・輸出管理庁の決定は、それが「この法律の施行日を挿入」以前に申請者に通知されたものであれば、第 3 文に関わりなく2004年12月31日まで延長される。2004年12月31日を越えて適用される、第 2 文の意味における決定は、企業が2004年 7 月 1 日以前にこの法律の § 16第 1 項に準じて申請し、その申請が議論の余地もなく拒否されなかったのであれば、2005年 1 月 1 日からは無効となる。

**付属説明 ( § 10第 1 項と第 4 項の )**

1. 基準施設とは、権限を有する機関によって測定された出力特性曲線からして基準立地場所において基準発電量のレベルに達すると予測されるしかるべき型式の風力発電機のことである。

2. 基準発電量とは、基準立地場所に設置した場合に測定される出力特性曲線を基準として計算上 5 年間の運転後に得られると予測される、それぞれプロペラ中央部軸の高さを含めた風力発電機の型式毎に規定された電力量のことである。

基準発電量は、風力エネルギー振興協会 (FGW)編風力エネルギー施設技術ガイドライン第 5 部、改訂版1、2003年12月 1 日版、に従った統一方法に準じて測定する。

3. 風力エネルギー施設の型式は、製造者が提示した型式表示、プロペラ回転面積、名目出力、プロペラ中央部軸の高さによって規定される。

**付属文**

1. 基準施設とは、権限を有する機関によって測定された出力特性曲線からして基準立地場所において基準発電量のレベルに達すると予測されるしかるべき型式の風力発電機のことである。

2. 基準発電量とは、基準立地場所に設置した場合に測定される出力特性曲線を基準として計算上 5 年間の運転後に得られると予測される、それぞれ

プロペラ中央部軸の高さを含めた風力発電機の型式毎に規定された電力量のことである。

3. 風力エネルギー施設の型式は、製造者が提示した型式表示、プロペラ回転面積、名目出力、プロペラ中央部軸の高さによって規定される。

4. 基準立地場所とは、地上30メートルにおける年間平均風速5.5メートル/秒、対数縦断面、凹凸長0.1メートルの条件でレイリー分布によって特定される立地場所のことである。

5. 出力特性曲線は、プロペラ中央部軸の高さに関係なく、風力発電機型式毎に測定された風速と出力放出との関係である。出力特性曲線は、ハンブルクの風力エネルギー振興協会（FGW）編風力エネルギー施設技術ガイドライン改訂版13、2000年1月1日版、ないしブリュッセルの欧州測定機関ネットワーク（MEASNET）の出力性能測定技術ガイドライン、1997年9月改訂第1版に準じた統一方法に準じて測定する。

出力特性曲線が同種の方法に準じて2000年1月1日以前に作成されていた場合、2001年12月31日以後にこの法律の適用地域においてその出力特性曲線が適用される型式の風力発電機がもう設置されない限り、第2文に準じて作成された出力特性曲線の代わりにその出力特性曲線を利用することができる。

6. この法律の目的のため、技術ガイドライン「検査試験場の運用に関する一般基準」（DIN EN 45001）、1990年5月版、によって第5号の意味におけ

4. 基準立地場所とは、地上30メートルにおける年間平均風速5.5メートル/秒、対数縦断面、凹凸長0.1メートルの条件でレイリー分布によって特定される立地場所のことである。

5. 出力特性曲線は、プロペラ中央部軸の高さに関係なく、風力発電機型式毎に測定された風速と出力放出との関係である。出力特性曲線は、風力エネルギー振興協会（FGW）編風力エネルギー施設技術ガイドライン第2部、改訂版13、2000年1月1日版、に基づいた統一方法に準じて測定する。

【続き】出力特性曲線が同種の方法に準じて2000年1月1日以前に作成されていた場合、2001年12月31日以後にこの法律の適用地域においてその出力特性曲線が適用される型式の風力発電機がもう設置されない限り、第2文に準じて作成された出力特性曲線の代わりにその出力特性曲線を利用することができる。

6. 施設が計画中の立地場所において最低基準発電量の65%を達成できることを証明する§10第4項の鑑定書は、立地場所の物理学的説明を含むほか、隣接する風力発電パークの立地場所における風力測定データないし推定可能な運転データを基礎としたものとし、将来の状況を見通すためにそれらを既存の風力データバンクで長期参照できるようにしなければならない。エネルギー量の計算では、風力エネルギー施設に対して風が自由に吹くということが標準となる。

7. この法律の目的のため、技術ガイドライン「検査試験場の運用に関する一般基準」（DIN EN 45001）、1990年5月版、ないし技術ガイドライン「検査・検定試験場の能力に関する一般要請事項」（DIN EN ISO/IEC 17025）、2000年4月版、によって認定された機関に、第5号に準じて出力特性曲線を測定する、第2号に準じて基準立地場所で施設型式の基準発電量を計算する、第6号に準じて計画立地場所で達成可能なエネルギー量を確定する権限が与えられる。

る出力特性曲線を測定するために認定された機関に、基準立地場所において施設型式の出力特性曲線を測定して基準発電量を計算する権限が与えられる。

【続き】連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、これらの機関を後日連邦公報で開示する。